

○小西洋之君 民進党・新緑風会の小西洋でございます。

まず、本条約でございますけれども、郵便送金業務に関する約定におきましては、金融包摂、金融包摂という理念が国際法上初めて盛り込まれております。

この金融包摂との理念は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、日本郵便株式会社法の三法で日本郵政と日本郵便の法的責務として規定されている金融ユニバーサルサービス、この金融ユニバーサルサービスの理念と調和するものであり、これが法律の上位法であり、憲法九十八条で政府が遵守義務を負うところの条約において定められたことは、私は誠に意義深いことと考えますが、総務省の見解をお願いいたします。

○大臣政務官(金子めぐみ君) 今般の郵便送金業務に関する約定には、郵便事業者が金融包摂の推進において重要な役割を担うという認識の下で金融包摂という概念が盛り込まれたものと承知しております。

我が国におきましては、郵便事業者であります日本郵政及び日本郵便に金融ユニバーサルサービスが法律上の責務として課せられておりますが、今般の約定は、国民に基本的な金融サービスを提供するという共通の観点に基づくものでありまして、重要なものであると考えております。

○小西洋之君 明確な答弁をありがとうございます。

実は本日、四月の二十日は、明治四年に飛脚制度に替わって郵便制度が創立されたかつての通信記念日、今は郵政記念日でございます。世界に先駆けて、郵便サービスだけではなく、この金融のユニバーサルサービスを明治以来培ってきた我が国のこの取組、まさにそれが今国際法において金融包摂という理念で条約において定められたということ、私は意義深いと、大変意義深いものであると考えるところでございます。

では、重ねて政務官に伺わせていただきますけれども、ゆうちょ銀行は去る三月三十一日、新規業務の認可申請を行っております。

この度、一般的な意味で国際法上の理念ともなった金融包摂の一翼を体現する、また体現してきた郵政の金融ユニバーサルサービスをしっかりと守って、そして発展させるためにも、私自身、国會議員として大いに応援をさせていた。だからなければならぬと考えておりますけれども、総務省として、総務省としてこの金融ユニバーサルサービスを守り、発展させていく決意について答弁をお願いいたします。

○大臣政務官(金子めぐみ君) 旧郵政省御出身の小西委員には心から敬服申し上げます。

その上で、国民生活に定着しております簡易な貯蓄や生命保険などの役務を郵便局で一体的かつあまねく全国で公平に利用できるようにします金融ユニバーサルサービスを確保することは重要であると考えております。

総務省といたしましては、今後も郵便局において金融ユニバーサルサービスが確保されるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○小西洋之君 決意あふれる答弁をありがとうございます。

では、政務官とまた郵政行政部長はここで退席をお願いいたします。記念日のお忙しいときでありがとうございました。

○委員長(宇都隆史君) 金子総務大臣政務官と安藤行政部長は御退室いただいて結構でございます。

○小西洋之君 では、今般の北朝鮮の情勢を踏まえまして、いつもの厳しい質問をさせていただきます。と思います。

まず、外務大臣に伺わせていただきますが、新聞報道によりますと、日本政府がアメリカに対して、仮にアメリカが北朝鮮に武力行使を行う際に日本に対して事前協議を要請し、それに対してアメリカが受け入れたというような報道、例えば

日経新聞、手元にあるものでしたら四月の十二日の報道などがありますけれども、こうしたことは事実として存在するのでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘のような報道があることは承知しておりますが、報道されているような事実はございません。

○小西洋之君 ありがとうございます。報道であるような我が国から事前協議を要請し、アメリカが受け入れたというような事実はないということでございます。

では、それはそれとして、仮にアメリカが北朝鮮に対して武力行使を行う場合に、日米安保条約との関係で非常に重大極まりない問題が存在します。

お手元の資料を御覧いただきたいのでございますけれども、昭和四十七年の政府の統一見解でございます。簡単に申し上げますと、在日米軍が直接戦闘に従事することを目的として在日米軍基地を使う場合には、それを発進基地として使用する場合には、アメリカ政府は日本政府に対して事前協議を行う法的義務を有するといふものでございます。これは一九六〇年の安保改定のときの交換公文によって定められ、安保六条の明記されている取決めとして交換されているものでございます。

では、岸田大臣に伺いますけれども、北朝鮮にアメリカが武力行使をする場合に、例えば空爆などをする場合にですね、この日米安保六条に基づいて当然アメリカは事前に日本政府に対して在日米軍基地を基地として使用することについて事前協議を求める義務があると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、日米間におきましては、岸・ハーター交換公文によって、日米安保条約第五条の規定に基づいて行われるものを除き、日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は事前協議の対象である、このようにされております。そして、委員の御質問は、これに基づいて航空

部隊による爆撃等が行われた場合にはこれ対象になるのかという御質問だつたと思ひますが、御指摘の昭和四十七年の政府見解見ますと、戦闘作戦行動とは直接戦闘に従事することを目的とした軍事行動を指すものであり、そして典型的なものとして、航空部隊の爆撃、空挺部隊の戦場への降下、あるいは地上部隊への上陸作戦、こういったものが挙げられています。その中に航空部隊の爆撃というのが入っているわけですが、これ具体的には、これは実際の対応、具体的には様々な複雑なものがありますので、これに当たるかどうかは実際事態が発生した場合に個別具体的に判断するというのが考え方であると思ひます。

○小西洋之君 一般論として簡単に答えたいだけではない。当たり前のことを伺っているだけなんです。

今お示しいただいた政府統一見解の第二項ですね、典型的なものとして航空部隊による爆撃、すなわち空爆というふうにかかれておりますので、例えばアメリカ空軍の基地が沖縄の嘉手納、また青森の三沢にございますけれども、そこから飛び立つた爆撃機が北朝鮮を爆撃する場合は、武力行使の一環として、その当該戦闘作戦行動というのは事前に日本政府に対してアメリカは協議する法的義務があるという理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) おっしゃる通りに、この政府見解にありませぬ航空部隊の爆撃に該当する場合は事前協議の対象になります。ただ、それに該当するかどうかは事態が発生した段階で個別具体的に判断をするということになると思ひます。

○小西洋之君 では、そのアメリカ空軍による爆撃がここで言うところの戦闘作戦行動に該当するか否かは誰が判断するのでしょうか。もしアメリカ政府が初めから戦闘作戦行動に該当しないという判断をすれば、大臣の答弁だと協議すらされないことになってしまうのではないのでしょうか。

日本政府として、私は、一般論ですから、日本政府としての当然の姿勢をこの国会で明らかにし

ていたかなければいけないと思ふんですけれども、アメリカ空軍が北朝鮮を空爆するときは事前に日本政府に協議する法的義務がアメリカ政府があると、そうした明確な答弁をお願いいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほど申し上げたように、この岸・ハーター交換公文によつて事前協議の対象にするものを判断することになるわけですが、事前協議の対象になるものかどうか、これについては我が国政府としてしっかり判断し、考えを整理してアメリカ側と協議をする、こういったことになると思ひます。事態の発生した時点においてしっかりと判断することになります。

○小西洋之君 分かりました。

今おっしゃられたように、我が国政府として戦闘作戦行動に該当するか判断するというところで、アメリカ軍がそういう動きを始めた段階で、あるいはそのし始める前でも必要であればやらなきゃいけないと思ひますけれども、日本政府としてアメリカ政府に対して説明を求めて、その説明の中で日本政府として主体的に戦闘作戦行動であるか否かを判断する、アメリカからの協議を待つて行うのではなく、日本政府としてアメリカ政府に働きかけて、事前に、戦闘作戦行動であるかどうかを判断する、そういう姿勢で臨む、そういう取組をするということではよろしいでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、事前協議を行うというところは、先ほど出てくる様々な取決めに基ついてアメリカが行う、事前協議を行う、これは当然の義務ですから、米国は当然これは行うものであると認識をしております。その上で、日本側としましても、こうした事態に対してしっかりと判断をし、日本の考え方を米国側に伝えていかなければなりません。そういったやり取りを事態が発生した時点でを行い、結論を出すことだと考えます。

○小西洋之君 明確な答弁がただけておりませぬけれども、更に掘り下げていきたいと思ひま

す。一ページをめくつていただいて資料の二ページを御覧いただきたいんですけども、これは資料の二ページの上に付けてある四十七年六月七日の議事録でございますけれども、これはこの政府統一見解が作られたときの委員会での政府の吉野政府委員の説明でございます。この統一見解についての考え方が書いてあります。

下線を引いたところを御覧いただきたいんですけども、「最小限度その行動を起こす以前であらば足りるわけなんです、しかしながら政治的に考えますと、日本の基地をその目的のために使うというところは、日米両政府にとりまして非常に重大な決意が要する」というふうに出ております。そして続けて、「われわれに事前協議をかける米政府の態度といたしましては、作戦準備とかいような技術的な行動の前に、そもそも日本の基地を使つて作戦行動を行つてよろしいかどうかという、もっと政治的な判断が先行すべきだろうと思ひますし、また、それについて日本側の同意を前もつて求めておかなければいかぬというところになると思ひます」とおっしゃつております。そして最後に、「しかしながら、われわれに対して相談をしかけてくる時期というものは、政治的な考慮から、したがって時間的にもそういう行動を起こす相当前からわがほうにいつてくるのじゃないか」というふうにおっしゃつていらっしゃると思ひます。

まず、簡潔に岸田大臣に伺いたいんですけども、この当時の政府委員の答弁、日本政府としての考え方、この答弁にある考え方は安倍内閣としても維持しているということではよろしいでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 岸・ハーター交換公文によつて、日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用が事前協議の対象であること、まずこれは安倍内閣においても何ら変わっていません。

弁ですが、事前協議が必要となるような状況においては、日米安全保障条約の運用等をめぐり、政治的な観点から日米間で十分な政策のすり合わせが必要であるとの趣旨で述べたものであると認識をしております。こうした政策のすり合わせを行うことは同盟国として当然のことであり、この点、安倍内閣においても同様であると考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、伺いますけれども、この網を掛けたところ、二つ目の網を掛けてあるところ、日本側の同意を前もつて求めておかなければならぬと言つております。この日本側の同意というのは、その上にあります、日本の基地をその目的、つまり戦闘作戦行動のために在日米軍基地をアメリカの基地として、武力行使のための基地として使う、そのことについての日本政府の非常に重大な決意が要する、そういう決意した同意を前もつて求めておかなければいかぬというふうにおっしゃつておられますけれども、この度の事態に際して、今日この現時点において、日本政府として、アメリカ政府に対して在日米軍基地をアメリカの北朝鮮に対する武力行使のための基地として使用していいという同意はなさつておられるのでしょうか。事実関係は簡潔にお願いいたします。同意をなさつておられるかどうか、現時点において。

○国務大臣(岸田文雄君) 現在、日本の基地を使つた作戦行動につきまして、同意を米国から求められているという事実はございません。

米国は、日本国から行われる戦闘作戦行動のための基地として日本国内の施設及び区域の使用を事前協議の対象とするということ、これは条約上の義務であると当然認識していること承知しております。

○小西洋之君 ちよつと簡潔に言いますね。この四十七年六月七日の政府の見解にある、日本側の同意と言つてはありますが、こういう当該同意についてアメリカ政府から求められていないし、また、日本政府としても同意はしてないというところではよろしいでしょうか。事実関係だけお

願いたします。

○國務大臣(岸田文雄君) 米国側から同意も求められていませんし、我が国も同意はしておりません。

○小西洋之君 次の三ページの資料を御覧いただきたいんですが、これはアメリカの空軍の参謀総長が自分のツイッターで発信した情報でございますまして、日本語で言うと、日本の嘉手納基地のこのすばらしい戦闘空軍力のディスプレイを見よ、戦闘態勢だというふうにおっしゃっておるわけですね。これについていろんな各報道で取り上げられておりますけれども、北朝鮮に対するアメリカの戦力の示威、戦力を威嚇として示す、北朝鮮に対する牽制だというふうには報道されているところでございます。

また、先日、ペンス副大統領が日本に来て横須賀の基地を訪問されて、ロナルド・レーガン空母を、ロナルド・レーガンを訪れて、米兵と、また自衛隊員についても激励をされた。その激励に対して安倍総理は、日米同盟の強いきずなの表れだというふうにおっしゃっているところでございます。

岸田大臣に伺いますが、このアメリカのゴールドフィン空軍参謀総長のツイッターや横須賀のロナルド・レーガンの訪問、それに対する安倍総理の対応などを見ていると、もうアメリカ政府は北朝鮮と有事の際に、この度の、在日米軍基地をまさに北朝鮮に対する武力行使のための基地として当然使うんだと、使えるということを前提でこんな写真の世界中に、また、こういうツイッターの発言を世界中にはらましているんだというふうにしかり理解できませんけれども、日本政府としてアメリカ政府にちゃんと基地を基地として使うためには同意が必要なんだと、そういう意思表示をされるお考え、私はしなければいけないと思えますけれども、そういう意思表示をするということではよろしいでしょうか。

○國務大臣(岸田文雄君) まず、最初に御指摘がありましたゴールドフィン空軍参謀総長のツイ

ットですが、御指摘のようなツイットがあったことは承知しております。ただ、その後、同参謀総長は再ツイットされまして、このツイットの中のファイッオンというこの最後の一語は、フレイあるいはフアーといった士気を上げるための表現であるというようなこともツイットされております。これは偉大な米空軍人への感激を表現したものである、こういった説明をされていると承知をしております。

そして、こうしたツイット、あるいは米副大統領の日本訪問時での行動等についての解釈について質問がありました。いずれにしても、米国は、先ほど来出ております交換公文、安保条約、さらには政府解釈等を通じて事前協議が必要だということは十分認識をされていると考えています。その取決めに従ってしっかりと対応していくことが重要であると認識をいたします。

○小西洋之君 聞いたことに何もお答えになっていないんですけれども、私が伺いたいことは、もしアメリカが北朝鮮に武力行使をした場合に、そして在日米軍基地を本格的な紛争になれば当然使うでしょう、軍事的には、だからこういう空軍を、飛行機を並べた訓練なんかをやっているわけでありまして、そうすると、日本の在日米軍基地が北朝鮮からの反撃に遭う、在日米軍基地だけじゃなくて東京や大阪にもミサイルが飛んでくるかもしれない。だからこそ、昭和四十七年の政府の答弁において、日本の政府において、極めて重要な決意になると、アメリカに在日米軍基地を基地として使わせること自体が極めて重大な決意が要ることなんだというふうに言っているわけでございます。

今、安倍総理は、北朝鮮の有事が発生した際に朝鮮半島の邦人を避難させなきゃいけない、あるいは難民の対処が必要だと、そんなもう危機をあり立てておられますけれども、あおり立てておられますけれども、本当に本格的な紛争になったときに日本国民にとって本当の命の危険が生じる、そのうしたことに政府としての責任を果たして

いるのかということをお私に伺っているわけでございます。もう一度同じことを伺います。正面から、真正面からきちんとお答えください。

アメリカ政府に対して、在日米軍基地を北朝鮮に対する武力行使の基地として使用させることに同意が必要だというふうな過去の答弁は言っていて、その答弁を引き継いでいるというふうにおっしゃっているわけですから、そういう同意が必要なんだということをきちんとアメリカ政府に私は直ちに申し入れるべきだと思います。アメリカの軍人たちがこういう示威活動をやっているわけですから、政府としての見解をお願いいたします。

○國務大臣(岸田文雄君) 事前協議につきまして……(発言する者あり) いや、事前協議につきましては、岸・ハーター交換公文、あるいは日米安全保障条約、さらには政府見解等について、この考え方、これは整理し、明らかにしています。米国側に向けてもこうした考え方はしっかりと伝えられております。こうした取決めに従って適正に米側が対応するということについては、我々は信頼をしております。

こうした取決め、条約等に基づいてしっかりと対応をしていくことが重要であると認識をいたします。

○小西洋之君 先ほど大臣が答弁されましたように、在日米軍基地を基地として使う同意を求められてもいないし、同意もしていません。個別の戦闘作戦行動の協議ではありませんが、基地としていざというときには使うというそのことについて、事前に前もっての同意が必要だというのが政府の見解だということをおっしゃっているわけでございます。余りこういう言葉は使いたくありませんけれども、売国であり、そしてまさにこれこそが従属外交ですよ。主権国家として国民を守るためにきちんと言わなければならないので

すか。基地として使う、戦闘作戦行動の協議以前に、前もって、行動を起こす相当前から我が国に言うてくることが必要だというふうな答弁しているじゃないですか。そういう同意を求めるといふことではよろしいですか。

○國務大臣(岸田文雄君) 日米間の取決めにについては、先ほど説明しているのとおりであります。そして、昭和四十七年の政府委員の答弁について御指摘をいただいておりますが、この答弁、これ資料も出していただいておりますが、ここに書いてありますように、要するに日本の基地から直接戦闘作戦行動を行うということもあるわけでございます。それから、最小限の行動を起こす以前であれば足りるわけなんです、しかし政治的な判断等も必要ではないかということをお考えいただいております。

我が国の考え方、そして日米の取決めに、先ほど申し上げておきますように、岸・ハーター交換公文、日米安全保障条約、こういったものであります。そして、政府見解は四十七年に明らかにし、委員の方からも御指摘いただいているとおりであります。これが我が国の基本的な考え方であり、これに従ってしっかりと対応することが重要であると認識をしております。

○小西洋之君 今大臣がおっしゃったこの議事録の一番最後のところですね、時間的にそういう行動を起こす相当以前から我が国に言うてくるのじゃないかということをお考えしておられるというふうな言っておられるわけですが、これはあくまで日本政府としての想像なので、現実には日本政府は、安倍内閣としてアメリカ政府に在日米軍基地を武力行使の基地として使用することの事前の同意、非常に重大な決意だと言っていますけれども、それを取らなくてもいいというお考えということではよろしいですか。

時間がないので、簡潔にお願いいたします。

○國務大臣(岸田文雄君) 先ほど申し上げまし

たように、この御指摘の答弁については、政治的な観点から政策のすり合わせが必要である、こういった趣旨を述べたものだとの認識をしております。

その上で、米側からこの同意を求められている事実はありません。日本側から求めるといふこともしておりません。

○小西洋之君 恐るべきことが起きていていると思いません。国民の命、安全を無視して、政府、主権国家としてなすべきことをなさずに、非常に危険な状況に向かっているんだと思います。

岸田大臣に伺いますけれども、大臣は、在日米軍基地についての考え方ですけれども、在日米軍基地はアメリカが北朝鮮に武力行使をした場合に攻撃対象になる、なり得る、軍事的にですね、つまり、日本国民、日本にとって北朝鮮からの反撃、攻撃を受けるといふ意味でそういうリスクを負うものであると、そういうふうにお考えでしようか。それが日米安保であり、在日米軍基地の重要な本質的要素の一つであるというふうにお考えでしようか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、仮定に基づいてどうなるかということについてお答えすることは控えなければならぬと思えます。

ただ、この安全保障環境、大変厳しい状況にある、厳しさを増している、こうした中であつて、我が国の防衛力のみでは自国の安全が脅かされているあらゆる事態に対処することができない以上、日米安全保障体制の下で米軍の前方展開を確保しつつ、核抑止力を含む米軍の抑止力をもつて我が国の安全を確保する、こうした考え方は重要であります。抑止力を強化していくための努力、これは国民の命や暮らしを守るためにも重要であると認識をしております。

○小西洋之君 聞いたことを答えてください。アメリカが北朝鮮に武力行使をした場合に在日米軍基地は北朝鮮からの攻撃対象になると、そのようにお考えですか、ならないとお考えですか。イエスかノーかで。仮定のこと、邦人の避難だと

か難民の問題とか、安倍政権はさんさん答弁されております。

○国務大臣(岸田文雄君) 先ほどから申し上げているように、仮定に基づいて具体的なことを申し上げるのは、これは控えなければなりません。我が国の安全保障を考えても、こうした発言は控えなければならぬと申し上げております。

○小西洋之君 ちよつともう一つ大事な問題がございます。

報道によれば、今、カール・ビンソンという空母が朝鮮半島に向かっているということですが、これも、こうしたカール・ビンソンなどのアメリカ軍と自衛隊が共同訓練をするという報道がありますけれども、共同訓練をするというような計画が現時点であるんでしょうか、想定があるんでしょうか、簡潔に答弁願います。防衛省、政府参考人で結構です。じゃ、簡潔に。

○政府参考人(岡真臣君) 日米両国の間におきましては、平素から様々なことを、検討等も行っておりますけれども、相手国との関係等もありますので、お尋ねの点についてのお答えは差し控えてさせていただきますというふうに思っております。

○小西洋之君 岸田大臣に伺いますけれども、憲法九条において、国際紛争を解決する手段として武力の威嚇というものは禁止、一切放棄するとして禁止されております。

私は、アメリカ軍に、今の朝鮮半島をめぐる情勢において、アメリカ軍と共同訓練をするということは、アメリカ軍のその武力行使に日本が加担する、アメリカ軍の威嚇に加担する、九条に違反する行為だと考えますけど、外務大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣(岸田文雄君) この地域の平和と安全を守るために、日米同盟、そして日本とアメリカが協力して抑止力を高めていく、このことは重要であると認識をしております。そのために共同訓練というものは重要であると認識をしております。そして、我が国のこうした行動については、当

然のことながら、我が国の憲法と整合的でなければならぬと思えます。様々な取組については、国会の議論等を通じても、憲法との整合性、しつかり説明をさせていただいていると認識をしております。

・これからも、憲法を守りながら、我が国の国民の命や暮らしを守るために政府として最善を尽くさなければならぬ、このように考えます。

○小西洋之君 ありがとうございます。

ちよつと先ほどの事前協議を伺わせていただきますけれども、住民が、日本の住民が避難する時間的な余裕を十分に持つて事前協議を行うようにアメリカ政府に申し入れる、そういう意志はありますでしょうか。そういうことを申し入れると約束いただけますでしょうか、住民が避難するため。

○委員長(宇都隆史君) 時間ですので、簡潔に御答弁をお願いします。

○国務大臣(岸田文雄君) 事前協議につきましては、事前協議の主体、開催のタイミングあるいは仕組みについて特定はされていないわけですが、ルートについては外務省と国務省の間で行われるものでしょうし、この事項についても、この内容、三つほど想定されているものがあります。日本の安全を確保する見地から、この場合は自主的に判断することでありませぬ。

国益そして国民の安全という観点から、具体的な事案に即して自主的に判断していきたいと考えます。

○小西洋之君 何も答弁になっていないことを御指摘して、終わらせていただきます。ありがとうございます。